

様式第31（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告				
				年 月 末現在
サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス				
			事業者名	
			法人番号	
1 自らが最終利用者に提供する回線数				
回線数（電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を除く。）				
参考事項				
2 一次MVNOに提供する回線数				
事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、 電気通信事業 法施行規則第 40条の7の2 に規定する電 気通信役務の 回線数	(3) (1)の回線数 から(2)の回線 数を差し引い た回線数
合計				
参考事項				

- 注1 この様式において、一次MVNOとは、自らの電気通信設備と接続し、又は自らが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供する携帯電話・PHSアクセスサービスの利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する携帯電話・PHSアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 4 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。
- 5 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。
- 6 「2 一次MVNOに提供する回線数」については、「事業者名」の欄には一次MVNOの名称を、「法人番号」の欄には当該一次MVNOの法人番号を記載すること。
- 7 記載する事業者数の数に応じ、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に事業者名を記載すること。
- 8 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。